VII 特別支援学級への入学・転学・退学に関する就学事務について

- 1 入学時に特別支援学級に入級する場合、または、児童生徒が年度替わり に特別支援学級に入級する場合
 - ※小・中学校等における特別支援学級の設置及び入級に関することは、「高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項」(参考資料2を参照)に示されており、それに基づいた手続となります。
- ① 市町村等教育委員会は、保護者に対して多様な教育の場についての情報提供を行う。



② 市町村等教育委員会における教育支援委員会に向けて、保護者・本人の意向、就学時健康診断の情報、医師の情報、教育相談(教育からの情報)の情報、幼稚園・保育所等の情報など、できるだけ多くの情報収集を行う。



③ 市町村等教育委員会は、教育支援委員会を開催し、適切な学びの場についての審議 を行う。



④ 市町村等教育委員会は、これまで収集した情報及び教育支援委員会の審議結果をもとに、適切な学びの場について、保護者と合意形成を図る。



⑤ 市町村等教育委員会は、特別支援学級編制計画書を作成し、高知県教育委員会に提出する。

就学の前年度のIO月末日までの提出を厳守!!|



⑥ 特別支援学級編制計画書の確認終了後、市町村等教育委員会は、保護者に入学通知 を行う。

就学の年度のI月末日までに通知



⑦ 市町村等教育委員会は、特別支援学級編制届を作成し、高知県教育委員会に提出する。

当該年度の4月15日までに提出

2 児童生徒が年度途中に特別支援学級へ入級する場合

※年度途中に入級が可能になるのは、その学校に対象の障害の特別支援学級が年度当初から 設置されている場合になります。

① 保護者は、学校及び市町村等教育委員会に対して入級希望の意志を伝える。



② 学校及び市町村等教育委員会は、保護者に対して多様な学びの場についての情報提供を行う。



③ 市町村等教育委員会における教育支援委員会(就学指導委員会)に向けて、保護者・本人の意向、就学時健康診断の情報、医師の情報、教育相談(教育からの情報)の情報、幼稚園・保育所等の情報など、できるだけ多くの情報収集を行う。



④ 市町村等教育委員会は、教育支援委員会から、適切な学びの場について意見を聴取する。



⑤ 市町村等教育委員会は、これまで収集した情報及び教育支援委員会の意見をもとに、 適切な学びの場について、保護者と合意形成を図る。



⑥ 市町村等教育委員会は、高知県教育委員会に「高知県公立小学校・中学校及び義務 教育学校特別支援学級設置要項」による第2号様式の4及び第4号様式の2を作成し、 提出する。



⑦ 県教育委員会は提出資料を確認し、入級の通知を市町村等教育委員会に送付する。



⑧ 市町村等教育委員会は、保護者及び学校に対して特別支援学級への入級を通知し、 学齢簿に記載する。

3 児童生徒が年度途中に特別支援学級から通常の学級へもどる場合

① 保護者は、学校及び市町村等教育委員会に対して意志を伝える。



② 市町村等教育委員会は、県教育委員会に情報提供し、「高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項」による第4号様式の2を作成し提出する。



③ 県教育委員会は提出資料を確認し、確認済みを市町村等教育委員会に連絡する。



④ 市町村等教育委員会は、保護者及び学校に対して通知し、学齢簿に記載する。

特別支援学級編制計画書

第 | 号様式~第 6 号様式

年度特別支援学級編制計画書

教育委員会

1 特別支援学級を編制しようとする学校

	ı	ı					
1	2	3	4	5	6	7	8
No.	学校名	全校児童 生 徒 数	特別支援学級 児童生徒数	特別支援学級 入級率 (4/3)	編制予定	前年度設置 特別支援学級数	備考
				%			
合計			人		学級	学級	

- ◎ 前年度設置特別支援学級数は、本計画書の年度の前年度の数を記入する。
 - 2 市町村の特別支援教育推進計画及びその方針(予算措置を含む。)
 - 3 障害の種類、程度の判断及び教育支援の充実に関する組織及び活動状況
 - 4 その他参考となる事項

年度特別支援学級編制計画書

 学校名
 立
 学校

 学校長名

特別支援学級編制の概要

障害種別	学級の名称		学 年	三別	児童	生	徒 数		既・新、	備	考
早古性別	子級の名称	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増設の別	7/19	45

[◎] 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害 のいずれかを記入する。

教育課程実施方法

学 校 名 立 学校

г				
	P * - ** - T	学	総の名称	
	障害種別		(含予定)	
L				

	学校長の特別支援学級経営方針
1	
ı	

① 特別支援学級設置の方針(学校経営における特別支援学級の位置づけ)

② 特別支援学級設置の目的(特別支援学級にどのような教育効果を期待するか)

③ 特別支援学級に対する配慮(教員の共通理解、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習、地域社会の理解、啓発及び協力体制の確立等)

④ 指導の方針(児童生徒の実態に即し、特に重点とする事項)

学校名 立 学校

- 2 教育課程の概要
 - ① 教育課程編成の方針
 - ② 授業時数等 (週当たりの時数、1単位時間は 分)

	各教科等を 指導形態 合わせた指導						教科等別の指導によるもの							自立活動	総合的	計	
		に。	よる	もの										動	な学		
担当区分																総合的な学習の時間	
特別支援	特別支援学級 担 任 が 担 当																
学級で課する授業	世 代 が 担 当 特別支援学級担任 以外の教員が担当																
通常の学	特別支援学級 担任が付き添う																
級で課する 授業	特別支援学級担任 が付き添わない																

③ 教科用図書に関する配慮

④ 日課表(年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。)

時刻曜					
月					
火					
水					
木					
金					

(弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害)特別支援学級用 学校名 立 学校

障害種別

2 教育課程の概要

① 教育課程編成の方針

② 授業時数等 (调当たりの時数、1単位時間は 分)

<u> </u>	.未时奴守(週ヨル	/ - /		` -	1 1-1-4	יונייון ני	•)])						
1	指導形態	態 教科等別の指導によるもの								自立活動	総合的な学習の時間	計			
担当[丞 分													習の時間	
特別支援	特別支援学級 担任が担当														
学級で課する授業	特別支援学級担任 以外の教員が担当														
通常の学級で課す	特別支援学級 担任が付き添う														
る授業	特別支援学級担任 が付き添わない														

③ 教科用図書に関する配慮

④ 日課表(年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。)

時刻曜					
月					
火					
水					
木					
金					

第18条関係) 第2号様式の3 (第17条) 籞 各 徒 $\forall \forall$ 朣 弖 定 * 聖 灕 沼 榝 শ

华校

1

学校名

李 靊 燄 定 支援学級入 1 包 Ш Щ 別 特 年 その他特記事項 学級の名称(含予定) 识 状 6 併せ有する障害 删 靊 性別 年齢 名 出 詔 踵 **小** 删 墭 က Ŋ $_{\mathcal{O}}$ 4 9 No.

- 2以上の学級を編制しようとする場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。
 - 低学年から順に記入する。

 ∞

- 学年、年齢等は編制する年度当初の見込とする。
- 新しく特別支援学級に編制しようとする者、又は過年度の編制計画以後に入級した者については第2号様式の4による児童生徒調査 書を添付すること。(※注 設置要項第18条第2項参照) $\Theta \otimes \Theta \oplus$
 - 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。
- その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 未熟児網膜症、感音 性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など)

秘》特別支援学級編制対象児童生徒調査書

教育委員会名

学 校 名

学校

作成年月	日 4	F	月	日		成 者・氏名									
旧杂化分	氏 名						生年	月日		年	F] [\exists	性 別	
児童生徒	現住所								保	護者名	ı		·	•	
教育	了 対 応	学	校	種	別		1.	 	学	校			中	学	校
(含	予 定)	学			年	1	2	3		4	5	6	1	2	3
		特別	支援学	級在紛	岁 年										
就学猶予	、免除の記録						l	I		学校教 第 2 ※ 該当者	2条0	3			- I
障害	の種類														
	種別	2	各	称		結		果		検	查年.	月日	検査	至実施機	関等
標準検査															
の記録															
	係があるとみ 『歴、相談歴等														
学 習	の状況														

行動の特徴など	
特別支援学級入級に対する保護者の意向	
教育支援委員会に おける審議・判断	
教育委員会としての 特別支援学級入級に 関 す る 総 合 所 見	

<作成上の留意点>

- ◎ 公的な教育機関(県立特別支援学校、市町村(学校組合)の教育相談機関等)の教育相談の結果に基づき、市町村(学校組合)教育委員会の責任のもと、新たに当該学校の特別支援学級に入級を予定する児童生徒、また、既に特別支援学級に入級していたものが、状況の変化等により異なる障害種別の特別支援学級に入級を予定する児童生徒一人一人について作成すること。
- ◎ 医療機関の診断書等は必要に応じて参考資料として添付してもよい。
- ◎ 特別支援学級在級学年欄には、該当欄にレ印を記入すること。
- ◎ 学校教育法施行令第22条の3の欄には、該当者のみ○印を記入すること。
- ◎ 障害の種類が知的障害である場合の標準検査の記録は、個別式知能検査(実施後2年以内のもの)、個別式知能検査が適切でない場合は発達検査のいずれか、及び社会生活能力検査の結果を記入すること。
- ◎ 「教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見」の欄については、児童生徒の障害の状況が、特別支援学級の障害の種類及び程度に該当していること、また、特別支援学級における教育対応の必要性について、具体的に記入すること。

教室配置図及び内部見取図

学 校 名 立 学校

障害種別

	let . Landa produce	
1	教室配置図	
		1 1

- ◎ 特別支援学級の教室を○で囲む、矢印で示すなど分かりやすく表示すること。
- ◎ 学校要覧の校舎配置図等を貼り付ける、あるいは別紙で添付してもよい。

2	2	2 教室内部見取図		

病院等に教員を派遣して教育を行う 特別支援学級設置に関する意見書

病院等長名

病院等の名称					
所 在 地	電話				
障害種別	設置しようと す る 学 級	小	中	計	学級

1 病院等と当該特別支援学級の属する学校との連絡や提携

2 病院等の職員と特別支援学級担任教員相互の職務上の関連

3 病院等内に教員を派遣して教育を行う特別支援学級設置に関する病院等長の意見等

個人別の課題と自立活動の指導

 学校名
 立
 学校名

 児童生徒学年・氏名
 作成年月日
 年
 月
 日

1	次年度に特別支援学級在籍を継続するうえでの情緒面の課題について
2	自立活動の時間における指導について

成果と今後の課題

◎ 「自立活動の時間における指導」については、特別支援学校学習指導要領に示された自立活動の 内容の区分、項目に則って記入してください。

年 月 日

高知県教育委員会 様

教育委員会名

年度特別支援学級編制届

うえのことについては、下記のとおり編制しましたので、関係書類を添えてお届けします。

記

No.	学	校	名	障	害	種	別	学	級	数	備考
合計			校		_	_				学級	

◎ 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。

4号様式の1

迟 共 聖 燄 孙 援 支 別 华 座 种

		_						:					
	4 年	利力						特別	大援	学級の授業	特別支援学級の授業を担当する教員		
<u></u> 孙 (< le	委 — ↓	[#				并 至	数币	職数	1	期	凝 業 照	時 数
		特別 支	庫寺種別	職名	出	名		畑 浬	李三	4 等 以 以 数 数 数	特別支援学級を担当する時数	する時数	通常の学級を
 本 本	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						<u></u> 量	_ <u>_</u> <u></u>	支援	1-	教科等名	時数	担当する時数
在)													
/ 4													
((
-	ಡ	q											
	$\overline{}$	\prec											
	q	/ a											
))	%											

本校、分室、障害種別ごとに別葉とする。特別支援学級児童生徒数も障害種別ごとに記入する。

病院等名の欄については、病院等内に特別支援学級を設置している場合について記入する。

障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。 $\rightarrow \emptyset \otimes \bigoplus$

授業を担当する教員については、特別支援学級担任教員は特別支援学級で課する授業と通常の学級で課する授業に付き添う場合を合 わせて記入、特別支援学級担任以外の教員は、特別支援学級で課する授業のみ記入し、氏名に ()を付すること。 ⑤ 特別支援学校免許状の欄については、視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭1種免許を所持する場合は「視覚1」

2種、専修の別を記入する。所持しない場合は「無 と1種、 のごとく、特別支援教育領域(視覚、聴覚、知的・肢体不自由・病弱)

年齢は年度当初とし、教職年数は前年度末までの年数とする。講師の教職年数は0とする。

(第18条関係) 第4号様式の2 籞 名 徒 重 弖 別 竣 孙

学校名 学級の障害種別

亭校

1

		孟								
	学級	ЭВ								
各	F別支援	入級年月日								
学級担任氏名	张									
		耳								
申	況	その他特記事項								
	共	₹0#								
(溜)	0)									
- る 	卌	併せ有する障害								
児童生徒に課する すべての授業時数	曹	作せ有す								
記 記 にべての		()								
五 下	靯	別								
	中	編								
	¥	/ T								
12	Ą	K								
学級の名称	护	# 								
学	No		1	2	က	4	rC	9	2	8

- 学級の障害種別ごとに別葉とする。 2以上の特別支援学級を編制している場合は、
 - 低学年から順に記入する。
 - 年齢は年度当初とする。
- 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。 その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 未熟児網膜症、感音 性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など) $\Theta \otimes \Theta \oplus \Theta$

年 月 日

高知県教育長 様

教育委員会名 教育長名

特別支援学級担任教員変更届の提出について

うえのことについて、別添のとおり変更がありましたので届書を提出します。

関係学校		

※ 第6号様式特別支援学級担任教員変更届を2部添付すること。

年 月 日

高知県教育長 様

学校名立学校学校長名障害種別

特別支援学級担任教員変更届

うえのことについて、下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

	職	名	氏	名	担	当	期間
前担任教員					年	月	日まで
新担任教員					年	月	日から
変更の理由							
新担任教員の特別 支援学級授業時数							時間
(週当たり)							

※ 市町村教育委員会へ3部提出

特別支援学級編制計画書記入のポイント

第2号様式の2 (教育課程の概要)

第2号様式の3

第2号様式の4

第2号様式の7

第4号様式の |

第4号様式の2

学校名 立 学校

- 2 教育課程の概要
 - ①教育課程編成の方針

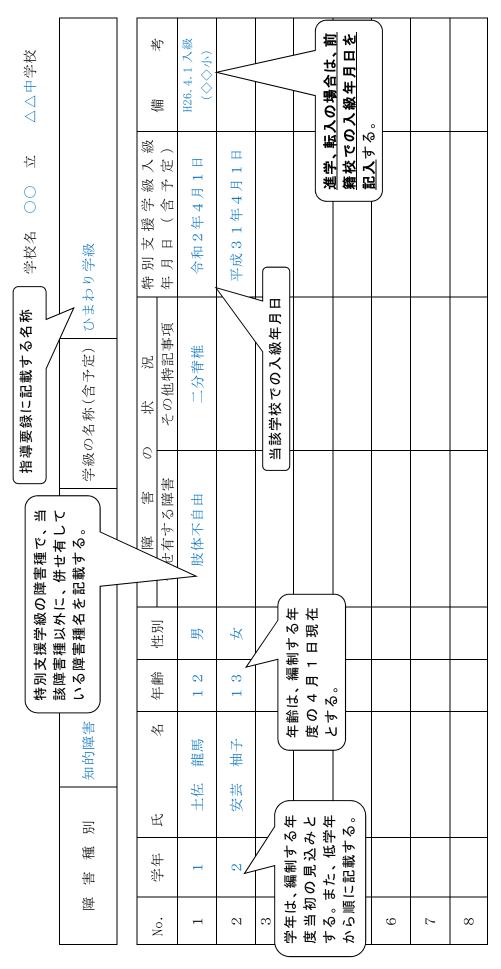
指導の形態として教科等を合わせた指導が効果的な場合に編成されるものである。そのため児童生徒の実態により時数が0となることもある。

② 授	業時数等(週当たり	וכל (ו	寸奴	_		∕ ¶∏	<i>ا</i> لـ		7,	,		,							
	指導形態	合	教科学	た指導	尊			教	科等	別の	指導	によ	:るも	のの			自立活動	総合的な学習の	
担当	区分	生活単元学習	作業学習	日常生活の指導		国語	数学	音楽	美術	保健体育	外国語	職業・家庭			2 つの			子習の時間	計
特別支援 学級で課	特別支援学級担任が担当	2	6	3		4	3					2	が	特別	D合計 リ支援	2			s ²²
する授業	特別支援学級担任 以外の教員が担当	(N E #	数を打	- В - Т -	+ z	物 昌	1+		1		持	ちゅ	目任の 時間と	: [1
通常の学	特別支援学級 担任が付き添う		第4	_	羨式 の								様	式	第4号 I に記	3		2	2
級で課する 授業	特別支援学級担任が付き添わたい							1	1	2				する	5		<u> </u>		4
	科用図書に同るい						/									7		\	
	部科学省検 で教育法附 は記				EILU) 1 (3	, C	用す使用							 算は担 病、自				-

④ 日課表(年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。)

時刻曜					
月					
火					
水					
木					
金					





- 学級の障害種別ごとに別葉とする。 2以上の学級を編制しようとする場合は、
 - 低学年から順に記入する。
- 学年、年齢等は編制する年度当初の見込とする。 $\Theta \otimes \Theta \oplus$
- 新しく特別支援学級に編制しようとする者、又は過年度の編制計画以後に入級した者については第2号様式の4による児童生徒調査 設置要項第18条第2項参照) 書を添付すること。(※注
- 言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、 (a) (b)
- 感音 未熟児網膜症、 その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など)

秘 特別支援学級編制対象児童生徒調査書

教育委員会名

学 校 名

学校

作成年月日	年	月		成者 ・氏名	<u></u>							
旧去此往	氏 名		2	新:一部 委員		こ記入し 作成者(_	_			教育	
児童生徒	現住所		崩	找名:研(多指 導		入者	の場合			(研	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		な限り過		/]	\	学	校		中	/ 学	校
* 去にさ	かのぼって記	入する。 ^{- *}		$\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$	2	3	4	5	6	1	2	3
		特別支援等	学級在級学	~	~							
就学猶予、	免除の記録						第	を教育法 令 22条の 当者は〇 る	03			,
障 害 0)種類	知的障害	:									
	種別	名	称	結	i	果	1	倹査年	月日	検査	実施機	関等
	知能検査	田中ビネ	.—V	CA5 MA3 IQ5	: 0			RO. C). ()	○○ 特別支援学校		
標準検査の記録	社会性の検査	S - M社 能力検査		CA5: SA3: SQ63 (領域別 身辺自立 4、作業 ケーショ 参加 3: 1	6 社会生 3:8 3:5 ン3:	移動 : コミュ 1 0 集	.二 団	RO. (). ()	○○ 特別5	支援学村	交
			よって、	1049	ر الح	10t-4)指煙!		+、詳細	ーーー を表す	
			る場合に					,]口()水火	~/ FT C	· O 日十小山		18
障害と関係だれる生育歴、		○歳○ヶ	月に療育	福祉セン	ターに	て精神	光達	遅滞の	診断	を受け、	ている。	o

学習の状況	 2語文~3語文程度の話は理解できるが、集団で活動するときに保育士の指示を聞いて行動に移すことが難しく、加配保育士に促されて行動することが多い。 人の絵は頭足人で、ハサミで線を意識して切ることはできない。
行動の特徴など	 ・ 排便の始末は、まだ一人ではできない。 ・ 衣服の表裏、前後、靴の左右の意識がないが、保育士が目印を見せて促せば直すことができる。 ・ 友だちのまねをしながら遊んでいるが、遊びの中で友だちとのやり取りは少ない。順番のルールが分からず、友だちとトラブルになることもある。
特別支援学級入級に 対する保護者の意向	知的障害特別支援学級への入級を希望している。
教育支援委員会に おける審議・判断	知的障害特別支援学級で、本児の発達段階や特性に十分配慮しながら指導を受けることが適切である。
教育委員会としての 特別支援学級入級に 関する総合所見	※このケースの場合、知的障害特別支援学級での教育的対応について記述する。 これまで記載した内容を総合すると、知的障害特別支援学級に入級し、本 児の特性に合った指導を行うことが適切であると判断する。

<作成上の留意点>

- ◎ 公的な教育機関(県立特別支援学校、市町村(学校組合)の教育相談機関等)の教育相談の結果に基づき、市町村(学校組合)教育委員会の責任のもと、新たに当該学校の特別支援学級に入級を予定する児童生徒、また、既に特別支援学級に入級していたものが、状況の変化等により異なる障害種別の特別支援学級に入級を予定する児童生徒一人一人について作成すること。
- ◎ 医療機関の診断書等は必要に応じて参考資料として添付してもよい。
- ◎ 特別支援学級在級学年欄には、該当欄にレ印を記入すること。
- ◎ 学校教育法施行令第22条の3の欄には、該当者のみ○印を記入すること。
- ◎ 障害の種類が知的障害である場合の標準検査の記録は、個別式知能検査(実施後2年以内のもの)、個別式知能検査が適切でない場合は発達検査のいずれか、及び社会生活能力検査の結果を記入すること。
- ◎ 「教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見」の欄については、児童生徒の障害の状況が、特別支援学級の障害の種類及び程度に該当していること、また、特別支援学級における教育対応の必要性について、具体的に記入すること。

個人別の課題と自立活動の指導

学校名 立 学校

児童生徒学年・氏名

作成年月日 年 月 日

1 次年度に特別支援学級在籍を継続するうえでの情緒面の課題について

自立活動を継続する中で、少しずつ、自己中心的な言動が減少し、自分の気持ちをコントロールできるようになってきたが、他人の気持ちを理解することが苦手で、思ったことがそのまま言葉として出てしまうため、友達とのトラブルがみられる。そのたびに、絵で表すなど視覚的に状況を説明し、どうすることが大切かを考える時間を設定している。

また、トラブルを未然に防ぐためにソーシャルスキルトレーニングを行い、友達が言われて嬉しい言葉と嫌がる言葉を状況に応じて指導したり、場面や相手に応じた言葉遣いをしたりする練習を続けているが、まだ十分に習得できていない。

集団行動が苦手で、学校行事の参加等にも課題が残っている。情緒が不安定な時ほど、ふとしたきっかけで感情のコントロールが難しくなり、衝動的に暴言や危険な行動をとることがある。

2 自立活動の時間における指導について

指導内容

自分の心理状態について、「気持ちの温度計」 を活用し、怒りや悲しみ、不安などの気持ちに気 付くようにした。【心理的な安定】

その場の雰囲気がよめず、勝手にしゃべったり、行動したりすることが多いので、絵に描き表したり、短文を書いてその場の状況を教えたり、望ましい行動のモデルを示したりしながら状況把握できるよう指導してきた。【人間関係の形成】

友達や教員とうまくコミュニケーションがとれないことがあるため、言葉カードや絵カードを使って言葉の使い方を指導した。【コミュニケーション】

成果と今後の課題

「成果〕

カードを使っての指導や、絵で視覚的に表すことなどの指導を続けてきたことにより、その場の 状況を理解できることが増えてきた。

[課題]

自分の思いをうまく表現できない時に、まだ他 人に対して攻撃的になることがある。場に応じた 適切な言葉の使用や行動が不十分であり、円滑な 対人関係づくりのため支援が必要である。また、 言動などを拒否、否定されると、激しく腹を立て て乱暴な言葉を発するようになるので、ソーシャ ルスキル面の向上と、感情のコントロール等自己 調整力の育成が必要である。

◎ 「自立活動の時間における指導」については、特別支援学校学習指導要領に示された自立活動の内容の区分、項目に則って記入してください。

年齢は年度当初とし、教職年数は前年度末までの年数とする。講師の教職年数は0とする。

特別支援学校免許状の欄については、視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭1種免許を所<u>持する場合は「視覚</u>

特別支援学級担任以外の教員は、特別支援学級で課する授業のみ記入し、氏名に

特別支援学級担任教員は特別支援学級で課する授業と通常の学級で課

の児童生徒が在籍している場合には、この欄に記入される時

している

肢体不自由·病弱を有

みなして記載する。

弱視、

肢体不自由、病弱・身体虚弱、

授業を担当する教員については、

わせて記入、

(1)

9

知的障害、

障害種別は、

 \odot

4

病院等内に特別支援学級を設置して

病院等名の欄については、

る場,

回片

数について半数を

えられます

も考り

所持しない場合は「無

専修の別を記入する。

2種、

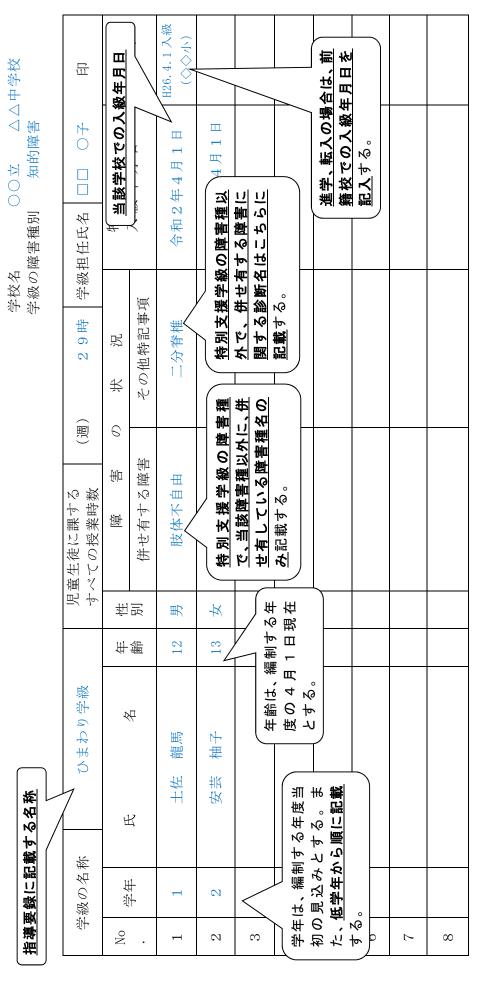
と1種、

聴覚、知的・肢体不自由・病弱)

(視覚、

のごとく、特別支援教育領域

-116-



2以上の特別支援学級を編制している場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。

- 低学年から順に記入する。 $\Theta \otimes \Theta$
 - 年齢は年度当初とする。
- 言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、 4 (0)
- 感击 未熟児網膜症、 その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など)



小・中・義務教育学校が実施する通級による指導について

通級による指導は、障害に応じた特別な指導が必要とする児童生徒に対し、通常の学級に 在籍したまま、特別の教育課程を編成し行います。通常の学級に加えて学級設置が必要とな る特別支援学級とは異なり、実施にあたり事前に県教育委員会への実施計画等の書類の提 出は必要ありません。(ただし、県内における実施状況を把握するため、県教育委員会では実 施している市町村に年度当初の実施状況に関する情報提供をお願いしています。)

通級による指導を行うかどうかの判断は、当該児童生徒について特別の教育課程を編成 するかどうかの判断であることから在籍校の校長が行うことになります。

判断を行うに当たっては、特別支援学校への入学や特別支援学級への入級と同様に、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、「障害のある子供の教育支援の手引」に示された通級による指導の対象となるかどうか、総合的な見地から判断することが必要です。また、障害のある児童生徒の教育については、専門的な調査検討が求められることから、教育委員会が設置する教育支援委員会の意見等も十分に考慮する必要があります。加えて、どこの学校で通級による指導を実施するか、当該学校までの通学に要する時間はどの程度かなどを総合的に考慮することも必要になることから、設置者である教育委員会とも十分に連携を図ることが重要になります。

通級による指導を終了する際の判断についても、教育委員会やその設置する教育支援委員会等と十分に連携し、児童生徒の在籍校の校長が行うことになります。また、他校通級の場合には、その判断に当たって、通級による指導を行っている学校の校長の意見を踏まえることも、その判断の適性を期するために必要となります。

参考:『障害に応じた通級による指導の手引●解説と Q&A●』(文部科

特別支援教育課 マスコットキャラ 「ユニバーさる_」